



基 発 0 7 0 6 第 1 号  
平成 2 1 年 7 月 6 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

### 労働保険事務組合報奨金交付要領の改正について

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第64号。以下「改正省令」という。)が平成21年4月1日から施行されたところである。

改正省令による改正後の労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令(昭和48年労働省令第23号)の内容及び施行に際しての留意点については、平成21年3月31日付け基発第0331001号により通知したところであるが、改正省令の施行に伴う「労働保険事務組合報奨金交付要領」(昭和52年7月28日付け労働省発勞徴第45号の別添。以下「交付要領」という。)の改正については下記のとおりであるので、内容を確認の上、その円滑な施行に万全を期されたい。

### 記

交付要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改め、改正後の交付要領第4の1、様式第1号は、平成21年度に交付する労働保険事務組合に対する報奨金に係る事務手続において用いるものとする。

以上

改正後	現 行																										
<p>第1 (略) 第2 (略) 第3 報奨金の額 報奨金は、予算の範囲内で、次の1から3までの方法で算定した額の範囲内の額を交付するものとする。</p> <p>労働保険料に係る報奨金の額</p> <p>1 7月10日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合。</p> <p>(1) 原則 事務組合ごとの報奨金の額は、事業主からその事業についての労働保険料の納付の委託を受けた事業(注10)に関し、次のハに留意して、イ及びロの額についてそれぞれに掲げる方法により算定した額の合計額とする。</p> <p>イ 常時15人以下の労働者を使用する事業に係る額</p> <p>(イ) 当該事業の事業主から委託を受けて7月10日までに納付した前年度の労働保険料(督促を受けて納付した労働保険料を除く。)の額(注11)(その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額)の合計額に100分の2.5を乗じて得た額</p> <p>(ロ) 当該事業について、前年度の常時使用する労働者の数及び保険関係の成立区分別の事業数にそれぞれ次に掲げる単価(平成21年度に交付する報奨金の額の算定に限り、「8,400円」とあるのは「9,200円」と、「4,200円」とあるのは「5,000円」と、「2,100円」とあるのは「2,900円」とする。)を乗じて得た額を合算した額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">常時使用する労働者の数</th> <th style="text-align: center;">保 険 関 係 の 成 立 区 分</th> <th style="text-align: center;">単 価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5 人 未 満</td> <td style="text-align: center;">二保険関係成立事業(注12)</td> <td style="text-align: center;">8,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二保険関係成立事業以外の事業(注13)</td> <td style="text-align: center;">4,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5 人 以 上</td> <td style="text-align: center;">二保険関係成立事業</td> <td style="text-align: center;">4,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二保険関係成立事業以外の事業</td> <td style="text-align: center;">2,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ・ハ (略) (2) (略) 2・3略</p>	常時使用する労働者の数	保 険 関 係 の 成 立 区 分	単 価	5 人 未 満	二保険関係成立事業(注12)	8,400円	二保険関係成立事業以外の事業(注13)	4,200円	5 人 以 上	二保険関係成立事業	4,200円	二保険関係成立事業以外の事業	2,100円	<p>第1 (略) 第2 (略) 第3 報奨金の額 報奨金は、予算の範囲内で、次の1から3までの方法で算定した額の範囲内の額を交付するものとする。</p> <p>労働保険料に係る報奨金の額</p> <p>1 7月10日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合。</p> <p>(1) 原則 事務組合ごとの報奨金の額は、事業主からその事業についての労働保険料の納付の委託を受けた事業(注10)に関し、次のハに留意して、イ及びロの額についてそれぞれに掲げる方法により算定した額の合計額とする。</p> <p>イ 常時15人以下の労働者を使用する事業に係る額</p> <p>(イ) 当該事業の事業主から委託を受けて7月10日までに納付した前年度の労働保険料(督促を受けて納付した労働保険料を除く。)の額(注11)(その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額)の合計額に100分の2.5を乗じて得た額</p> <p>(ロ) 当該事業について、前年度の常時使用する労働者の数及び保険関係の成立区分別の事業数にそれぞれ次に掲げる単価を乗じて得た額を合算した額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">常時使用する労働者の数</th> <th style="text-align: center;">保 険 関 係 の 成 立 区 分</th> <th style="text-align: center;">単 価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5 人 未 満</td> <td style="text-align: center;">二保険関係成立事業(注12)</td> <td style="text-align: center;">8,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二保険関係成立事業以外の事業(注13)</td> <td style="text-align: center;">4,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5 人 以 上</td> <td style="text-align: center;">二保険関係成立事業</td> <td style="text-align: center;">4,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二保険関係成立事業以外の事業</td> <td style="text-align: center;">2,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ・ハ (略) (2) (略) 2・3略</p>	常時使用する労働者の数	保 険 関 係 の 成 立 区 分	単 価	5 人 未 満	二保険関係成立事業(注12)	8,400円	二保険関係成立事業以外の事業(注13)	4,200円	5 人 以 上	二保険関係成立事業	4,200円	二保険関係成立事業以外の事業	2,100円
常時使用する労働者の数	保 険 関 係 の 成 立 区 分	単 価																									
5 人 未 満	二保険関係成立事業(注12)	8,400円																									
	二保険関係成立事業以外の事業(注13)	4,200円																									
5 人 以 上	二保険関係成立事業	4,200円																									
	二保険関係成立事業以外の事業	2,100円																									
常時使用する労働者の数	保 険 関 係 の 成 立 区 分	単 価																									
5 人 未 満	二保険関係成立事業(注12)	8,400円																									
	二保険関係成立事業以外の事業(注13)	4,200円																									
5 人 以 上	二保険関係成立事業	4,200円																									
	二保険関係成立事業以外の事業	2,100円																									

一般拠出金に係る報奨金の額

1 (略)

(注1) ~ (注14) (略)

第4 報奨金の交付事務手続

1 労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出

(1) ~ (2) (略)

表 1

【1人以上事業】 (平成 年度 労務 - 組合員等) 報奨金交付状況

区分	事業	事業所	事業所数	事業所別従業員数	事業所別従業員数	事業所別従業員数	事業所別従業員数	1人未満事業		1人以上事業	
								事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
計											

【2人未満事業】 (平成 年度 労務 - 組合員等) 報奨金交付状況

区分	事業	事業所	事業所数	事業所別従業員数	事業所別従業員数	事業所別従業員数	事業所別従業員数	1人未満事業		1人以上事業	
								事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
計											

【注 記】

1) 納付率等

2) 納付率の算定等

3) 労務及び労務による額 (前年度)

(日本工業規格 B 列 4 種)

2 ~ 5 (略)

6 報奨金の交付決定等

(1) (略)

(2) 報奨金の交付要件に該当しない事務組合で、前記3の(10)の指導にもかかわらず申請を取り下げないところについては、報奨金の不交付決定を行うものとする。

一般拠出金に係る報奨金の額

1 (略)

(注1) ~ (注14) (略)

第4 報奨金の交付事務手続

1 労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出

(1) ~ (2) (略)

表 1

【1人以上事業】 (平成 年度 労務 - 組合員等) 報奨金交付状況

区分	事業	事業所	事業所数	事業所別従業員数	事業所別従業員数	事業所別従業員数	事業所別従業員数	1人未満事業		1人以上事業	
								事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
計											

【2人未満事業】 (平成 年度 労務 - 組合員等) 報奨金交付状況

区分	事業	事業所	事業所数	事業所別従業員数	事業所別従業員数	事業所別従業員数	事業所別従業員数	1人未満事業		1人以上事業	
								事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
計											

【注 記】

1) 納付率等

2) 納付率の算定等

3) 労務及び労務による額 (前年度)

(日本工業規格 B 列 4 種)

2 ~ 5 (略)

6 報奨金の交付決定等

(1) (略)

(2) 報奨金の交付要件に該当しない事務組合で、前記3の(9)の指導にもかかわらず申請を取り下げないところについては、報奨金の不交付決定を行うものとする。

7 事務組合に対する報奨金の交付決定等の通知

(1) 報奨金の交付を決定した事務組合については、本省からの予算の示達をまって「報奨金交付決定通知書」(様式第4号)により当該事務組合に通知するものとする。

なお、報奨金の示達は、毎年11月1日を予定しているので都道府県労働局労働保険特別会計支出官は示達後速やかに報奨金の交付を行うものとする。

(2) (略)

8 返還請求

(1) 報奨金の交付を受けた事務組合が、次のイ又はロに該当する場合には、都道府県労働局長は当該事務組合に対して報奨金の交付決定の取消し又は報奨金交付額の修正決定を行い、「労働保険事務組合報奨金  
交付決定取消  
交付額修正決定  
通知書」(様式第6号)により通知するものとする。

イ、ロ (略)

(2) 報奨金の交付決定取消又は報奨金の交付額修正決定した事務組合に対しては、速やかに納入告知書により報奨金の返還請求を行うものとする。

第5 (略)

7 事務組合に対する通知

(1) 報奨金の交付を決定した事務組合については、本省からの予算の示達をまって「報奨金交付決定通知書」(様式第4号)により当該事務組合に通知するものとする。

なお、報奨金の示達は、毎年11月1日(予定)をもって行われるので都道府県労働局労働保険特別会計支出官は示達後速やかに報奨金の交付を行うものとする。

(2) (略)

8 返還請求

(1) 報奨金の交付を受けた事務組合が、次のイ又はロに該当する場合には、都道府県労働局長は報奨金の交付決定の取消し又は報奨金交付額の修正決定を行い、「労働保険事務組合報奨金  
交付決定取消  
交付額修正決定  
通知書」(様式第

6号)をもって当該事務組合に通知するものとする。

イ、ロ (略)

(2) 報奨金の交付決定取消又は報奨金の交付額修正決定した事務組合に対しては、納入告知書により報奨金の返還請求を行うものとする。

第5 (略)

